

中央卸売市場（南港市場）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	大阪市中央卸売市場南 港市場本館棟冷凍機室 圧縮機緊急修繕	19:産業用機 器	ダイキン工業(株)	1,309,924	令和8年5月6日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場本館棟冷凍機室圧縮機緊急修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、南港市場本館棟冷凍機室圧縮機の緊急修繕を行うものである。

当該の本館棟大動物冷却庫（１）は、場内にと畜解体された大動物の枝肉をせりにかける前まで冷却するための冷却庫である。

令和８年５月６日（水）、当該冷却庫の冷却設備である圧縮機の動作停止が発生し、冷却能力が低下する事態となり、機能維持ができない状態となった。と畜解体後、枝肉を冷却庫に搬入して冷却することは、衛生管理上不可欠であり、そのために冷却庫を常時使用可能な状態にしておくことは、市場運営上必須であるため、早急に冷却設備の修繕を実施し、冷却庫を使用可能な状態へ回復させる必要がある。

当該の圧縮機は、ダイキン工業株式会社が製造した製品であり、修繕を実施するにあたっては同社の知識及び技術力を活用して実施することが不可欠である。以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのはダイキン工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場 設備グループ（電話番号 06-6675-2015）